月刊　企業再生サポート情報　No.007

2010.10.04

景気回復が中折れ状態に入り、やや回復し始めた中小企業の経営状況もまた下降気味になりつつあります。このような中で、これまで資金繰り等について公的支援などに頼らずともやってこられた企業の中からも、そろそろ対策を考えなければという企業が現われ始めました。

そこで、会計事務所の先生方に、あらためて「金融円滑化法」（平成23年3月末までの時限立法）の内容と上手な活用の仕方、活用を躊躇させている誤解等について解説させていただきます。現在、この法律に基づいて金融機関に申し込むと5件に4件は貸付条件変更を認められ、安定した資金繰りのもと経営改善に取り組むことが可能となっています。

（１）本法律の内容（概要）

①金融機関は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合は、貸付条件変更等を行うよう努める。
②金融機関の責務を遂行するための体制を整備し、実施状況と体制整備状況を開示する。（虚偽開示には罰則を付与。）
③実施状況の当局への報告（虚偽報告には罰則を付与）。当局は、報告をとりまとめて公表。
④信用保証制度の充実等。

（２）本法律の施行に伴い改訂された金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】（平成２１年１２月）

①貸出条件変更を行う際に、経営改善計画等がなくても、最長１年以内に計画などを策定する見込みがあれば、条件変更を行った時から１年間は貸出条件緩和債権とはしない。
②金融機関の検査・監督において、中小企業への経営相談・経営指導等、コンサルティング機能を発揮しているかを重点的に検証する。

（１）金融機関に「文書」で申込む

口頭だけの貸付条件変更申込みでは、金融機関として意思表示を認めてくれない先がありますので、文書で申込むことがポイントになります。記載内容は、ごく簡単な内容で通るようです。（例：返済金額を半額程度に減額していただきたくお願い申し上げます。）

（２）半年程度の「資金繰り表」を添付する

申込みを受けた際に、金融機関としては貸付条件変更が本当に必要かどうか審査します。

この場合に最低「資金繰り表」が必要になります。この資金繰り表は、「貸付条件変更によって資金繰りが可能」という内容になっていなければ認めらませんので、作成に当たっては注意が必要です。貸付条件変更がなくても資金繰りが可能と判断された場合は認められません。

「貸付条件の変更等」受けたことを理由に、今後新規融資を受けられないのではないか。
そのようなことはありません。個別融資は、各金融機関が借り手の信用力等踏まえて判断します。金融庁としても検査・監督でそのようなことがないよう検証していくとしています。

金融機関に「貸付条件の変更等」申し込んだが断られた。あきらめるしかないか。
あきらめる必要はありません。他の金融機関や信用保証協会等に相談をしてみましょう。金融円滑化法では、各金融機関が、他の金融機関と連携を図るよう求めています。（以上、金融庁ホームページから引用）

会計事務所で対応が難しい場合や緊急の場合は、企業再生支援チームにご相談下さい。金融のプロが親身にご支援させていただきます。

お問い合せは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。
B.A.C『企業再生・整理・再起』支援チーム　http://kigyo-saisei.seesaa.net/
リスクカウンセラー　細野孟士／中小企業診断士　佐々木文安／弁護士　安達一彦／司法書士　星野文仁／司法書士　原内直哉／社会保険労務士　川端重夫